

第42期

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）午前11時

開催場所

静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号
当社本社（静岡本部）9階 903教室

決議議案

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

目次

第42期定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

議決権行使期限：2025年6月26日（木曜日）午後7時

株式会社 秀英予備校

証券コード 4678

環境の変化は成長のチャンス

ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルのパレスチナ自治区への攻撃の長期化などにより、原材料・エネルギー価格の高騰を要因として、世界的な物価高となっております。また、米中の貿易摩擦の激化、関税問題などにより世界経済の先行きが懸念されるところとなっております。

当業界におきましては、少子化は一層進行しておりますが、対象学年の拡大やサービスの多様化、受講単価の上昇などにより、市場規模は横ばいを保っております。同時に業界の将来不安、後継者問題などにより企業の統廃合も進んでおります。

当社は、将来の経営環境を予測し、校舎の新設や統廃合を行っております。また、集団型・個別型の教育サービスの進化、幼児教育や学童保育、「公開実力テスト」による低学年からの囲い込みなどに注力しております。経営環境の変化は、むしろ企業として大きく成長するチャンスと捉えております。

2025年 6 月
代表取締役社長 渡辺 武

経営理念

- 1、社会に貢献する
売上・利益は貢献度に比例し、後からついてくる
- 2、顧客の期待以上のサービスを提供する
評価するのは顧客、顧客は競合他社と相対的に評価する
- 3、風通しの良い会社とする
チームワークを高め、活性化した組織を作る

証券コード 4678
(発送日) 2025 年 6 月 11 日
(電子提供措置の開始日) 2025 年 6 月 5 日

株 主 各 位

静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号

株式会社 秀英予備校

代表取締役社長 渡 辺 武

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第42期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。下記ウェブサイトにアクセスして、「株主情報」「株主総会」の順に選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.shuei-yobiko.co.jp/corporate/ir/index.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトアクセスして、銘柄名（秀英予備校）又は証券コード（4678）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、4～5ページに記載のご案内に従って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年 6 月 27 日（金曜日）午前11時
2. 場 所 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目 7 番 1 号
当社本社（静岡本部）9 階 903 教室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第42期（2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第42期（2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで）計算書類の内容報告の件

招集ご通知

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎ 本総会に係る株主総会資料につきましては、会社法に基づく書面交付請求の有無にかかわらず、全ての株主様に従前どおりの書面をご送付しております。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ①連結株主資本等変動計算書
 - ②連結計算書類の連結注記表
 - ③株主資本等変動計算書
 - ④計算書類の個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる 議決権行使



行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後7時入力完了分まで

議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

書面による議決権行使



行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後7時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会へ出席



株主総会日時

2025年6月27日（金曜日）
午前11時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

◎複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

— 5 —

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、通期業績等を総合的に勘案しました結果、第42期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき10円00銭 総額67,096,810円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は任期満了となります。つきましては、経営体制のさらなる強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会において慎重に検討を行った結果、監査等委員会は本議案で提案されている取締役候補者について特段の指摘すべき意見はないと判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	わたなべ たけし 渡 辺 武 1948年 6 月14日生	1977年 3 月 安倍口英数塾創業 1984年11月 当社設立代表取締役社長就任（現任） 2007年10月 株式会社東日本学院 代表取締役社長就任 2008年 3 月 小中事業本部長就任 2009年 7 月 新規事業本部長就任 2014年 4 月 新規事業本部長就任 2021年 3 月 第5事業本部長就任 2025年 3 月 第7事業本部長就任（現任）	159,500株
2	わたなべ きよこ 渡 辺 喜代子 1950年 7 月27日生	1979年11月 安倍口英数塾入社 1984年11月 当社設立取締役就任 1994年 4 月 常務取締役就任 1995年 3 月 管理本部長就任（現任） 1999年 5 月 専務取締役就任（現任） 2009年 6 月 株式会社東日本学院 取締役就任（現任） 2010年 4 月 管理本部 I Tシステム部長就任（現任） 2020年 3 月 小中第1事業本部長就任 2020年 6 月 管理本部経理部長就任 2021年 3 月 管理本部人事総務部長就任（現任） 2024年 3 月 業務本部長就任（現任）	148,300株

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	鈴木 高 宏 す ず き た か ひ ろ 1971年 8 月28日生	1995年 4 月 当社入社 2008年 3 月 小中事業本部東海第 3 本部長就任 2011年 3 月 小中事業本部北海道本部長就任 2013年 3 月 新規事業本部 i D直営第 1 本部長就任 2015年 3 月 小中事業本部静岡第 2 本部長就任 2017年12月 小中第 1 事業本部静岡 i D・P A S 本部長就任 2018年 3 月 i D・P A S 統括支援本部長就任 2019年 6 月 取締役就任（現任） 2019年 8 月 小中第 3 事業本部長兼北海道第 2 本部長就任 2021年 3 月 営業企画室長兼第 6 事業本部長兼業務本部長就任 2023年 3 月 第 7 事業本部長兼営業支援・新規事業本部長兼広告宣伝部長就任 2024年 3 月 第 6 事業本部長兼営業支援事業本部長就任（現任） 2024年 5 月 株式会社東日本学院 代表取締役社長就任（現任）	8,700株
4	加藤 和 也 か と う か ず や 1970年 9 月22日生	1993年 3 月 当社入社 2001年 3 月 小中事業本部山梨本部長就任 2004年 3 月 小中事業本部志太本部長就任 2006年 3 月 小中事業本部三重本部長就任 2008年 3 月 小中事業本部東海第 2 本部長兼東海第 3 本部長就任 2008年10月 小中事業本部東海第 2 本部長兼東海第 3 本部長兼福岡本部長就任 2013年 3 月 小中事業本部神奈川本部長就任 2018年 3 月 小中第 3 事業本部長兼北海道第 2 本部長就任 2020年 3 月 第 1 事業本部静岡中部本部長就任 2021年 3 月 第 1 事業本部長就任（現任） 2022年 6 月 取締役就任（現任）	16,800株
5	紅林 信 宏 くればやし の ぶ ひ ろ 1964年 2 月 6 日生	1991年 3 月 当社入社 2020年 6 月 株式会社東日本学院 監査役就任（現任） 2021年 4 月 管理本部経理部長就任（現任） 2023年 6 月 取締役就任（現任）	5,700株

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
6	※小 俣 光 永 1972年 1 月19日生	1995年 4 月 当社入社 2014年 3 月 小中事業本部三重本部長就任 2017年 3 月 小中第 2 事業本部愛知第 2 本部長就任 2019年 3 月 小中第 2 事業本部長兼愛知第 1 本部長就任 2020年 3 月 小中第 5 事業本部（現 第 5 事業本部）福岡本部長就任（現任） 2023年 3 月 第 6 事業本部（現 第 5 事業本部）長就任（現任）	400株
7	※中 山 孝 介 1972年 1 月 2 日生	1996年 4 月 当社入社 2008年 2 月 高校事業本部北海道本部長就任 2011年 3 月 高校事業本部北海道・九州本部長兼教務本部長就任 2013年 3 月 高校事業本部北海道・関東・九州本部長兼教務本部長就任 2019年 3 月 高校事業本部第 3 本部長兼教務本部長就任 2023年 3 月 高校事業本部第 1 本部長就任 2023年 6 月 高校事業本部長就任（現任）	11,300株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 各候補者の選任理由は以下のとおりであります。
- (1) 渡辺武氏は、当社の創業者であり、当社設立時から代表取締役社長であります。企業経営者として培ってきた豊富な知識と経験に加え、一步も二歩も先を読み、事業戦略を立案、推進する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2) 渡辺喜代子氏は、当社の創業者である渡辺武氏の配偶者であり、当社設立時から取締役であります。管理部門の責任者として機能的かつ効率の高い経営を実践しており、取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (3) 鈴木高宏氏は、1995年入社以降、小学生・中学生対象の学習塾事業の教師職、室長職、管理職を経験し、北海道、静岡県などの各地域の責任者として会社の発展に貢献、2019年取締役に就任いたしました。また、2024年5月、株式会社東日本学院の代表取締役社長に就任いたしました。今後も当社グループの成長戦略を指揮し、企業価値を高めていく取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (4) 加藤和也氏は、1993年入社以降、小学生・中学生対象の学習塾事業の教師職、室長職、管理職を経験し、三重県、福岡県への進出を成功させるなど優れた実績を上げ、2022年取締役に就任いたしました。当社の事業に精通しており、幅広い視点での職務執行が期待できることから、今後も当社の経営全体を牽引する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (5) 紅林信宏氏は、1991年入社以降、小学生・中学生対象の学習塾事業の教師職、室長職を経て、長年管理部門の経理責任者として当社の成長発展に貢献するとともに、2020年には、株式会社東日本学院の監査役に就任し、当社グループの経営基盤を強化、2023年取締役に就任いたしました。今後も財務・経理分野で経営を支える取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (6) 小俣光永氏は、1995年入社以降、小学生・中学生対象の学習塾事業の教師職、室長職、管理職を経験し、三重県、愛知県、福岡県などの各地域の責任者として優れた実績を上げるとともに、さまざまな事業活動の成功を促進し、会社の発展に貢献いたしました。今後、豊富な経験に基づく見識、能力を発揮する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (7) 中山孝介氏は、1996年入社以降、小学生・中学生対象の学習塾事業の教師職、室長職、管理職を経験しました。その後、高校生・高卒生対象の予備校事業の管理職を経験し、北海道、福岡県、静岡県などの各地域の責任者として会社の発展に貢献いたしました。予備校業界のエキスパートとして、多様化する高校生・高卒生マーケットのニーズに対応した経営を実践する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

以 上

（ご参考）本総会終了後の取締役のスキルマトリックス

第2号議案をご承認いただいた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

		氏名	企業経営	業界知識	営業・ マーケティング	財務・会計	法務・ コンプライアンス	人事・労務 ・人材育成	D X ・ I T
取締役		渡辺 武	●	●	●				
取締役		渡辺 喜代子	●	●		●	●	●	●
取締役		鈴木 高宏	●	●	●				
取締役		加藤 和也	●	●	●				
取締役		紅林 信宏	●	●		●	●	●	
取締役	新任	小俣 光永		●	●				
取締役	新任	中山 孝介		●	●				
取締役監査等委員	社外	清水 崇仁		●		●	●		
取締役監査等委員	社外	佐竹 利文				●	●		
取締役監査等委員	社外	村松 夏夫	●		●		●		

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 経営成績等の概況

(1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度においては、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルのパレスチナ自治区ガザへの攻撃の長期化などにより、原材料・エネルギー価格の上昇を要因として世界的な物価高となっております。また、米中の貿易摩擦の激化、関税問題などにより世界経済の先行きが懸念されるところとなっております。

当業界におきましては、少子化は一層進行しておりますが、対象学年の拡大、サービスの多様化、受講単価の上昇により市場規模は横ばい状況を保っております。また、業界の将来不安、後継者問題などにより企業の統廃合も進んでおります。

このような情勢のもと当社グループにおきましては、

- ① 新差別化戦略を現場で徹底すること
- ② 「新iD予備校」を校舎運営の標準モデルとすること
- ③ 低学年からの“囲い込み”により安定的経営基盤を構築すること
- ④ 高校部の新しい差別化戦略を確立すること
- ⑤ F C部門においては、地域を限定したオーナー募集を行い、効率的なS V活動を行うこと

を経営の柱として取り組んでまいりました。

当連結会計年度の売上高におきましては、将来の売上の基盤となる小学生と中学校低学年の生徒数増を伴いながら、受講単価の高い受験学年の中3生の生徒数もほぼ順調に推移したため増加いたしました。

営業費用におきましては、賃金のベースアップに伴う人件費の増加、「公開実力テスト」開催によるTVCM等の広告宣伝費の増加、及び既存校舎のエアコン入替工事による事務用消耗品費の増加により全体として増加するところとなりました。

営業外損益におきましては、大きな変動はありません。

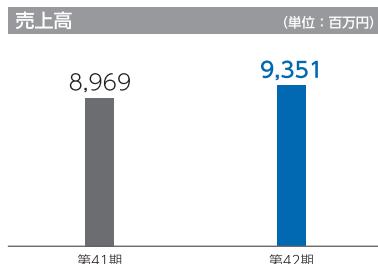
特別損益におきましては、第3四半期において低学年生徒数の状況、市場環境の状況等により将来の収益性を検討し、当期末をもって11校舎の閉鎖を決定いたしました。それに伴い、店舗閉鎖損失引当金繰入額及び減損損失を計上いたしました。また、第4四半期においても、3月入学が不振であった1校舎につき減損損失を計上しております。

その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は10,693百万円（対前年同期比3.4%増）、営業利益は386百万円（対前年同期比77.7%増）、経常利益は397百万円（対前年同期比71.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は298百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失425百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、前期まで「その他の教育事業」に含めておりました高校生対象のオンライン授業部門及び「小中学部」に含めておりました自宅学習部門につき、営業管理体制をより強固にするため組織変更を行いました。それに伴い、前期までの高校生対象のオンライン授業部門及び自宅学習部門の実績につきましては、報告セグメントの区分を「高校部」に変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

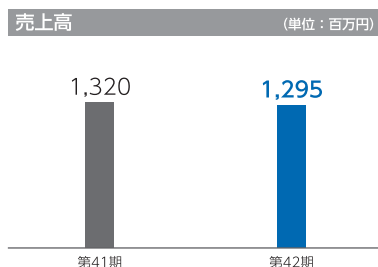
小中学部



小中学部におきましては、新差別化戦略の現場での浸透を図ってまいりました。結果として、集団部門と講師による個別指導部門におきましては、対前年で生徒数を増加させることになっております。また、映像を使った個別授業部門におきましては、新しい運営方法の標準化を図っており、今期におきましては生徒数は横ばいとなっております。また、ライブのオンライン授業もさらに拡充し、順調に推移しております。以上により、売上高におきましては、全体として高単価の中3生を確保できたこと、小学生の生徒数が順調に推移したことにより前年を上回るようになっております。営業費用につきましては、教材費の削減があるものの、「公開実力テスト」開催による広告宣伝費の増加、統一テストシステム更新による保守費用の増加、及び前期までコロナ禍により中止していた夏期合宿を復活したことによる運営手数料が発生したことにより、全体として前年を上回るようになっております。

その結果、小中学部の売上高は9,351百万円（対前年同期比4.3%増）、セグメント利益は1,045百万円（対前年同期比18.7%増）となりました。

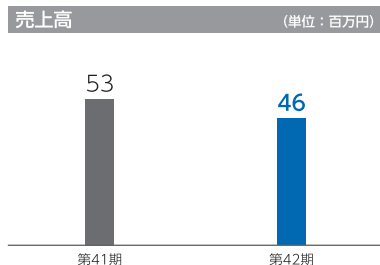
高校部



高校部におきましては、正社員専任教師による少人数での集団授業、高校別クラスの授業を提供してまいりました。また、難関大学の学生講師による質問対応を兼ねた自習室「ASSIST」、正社員教師による「1：1個別指導」、ライブのオンライン授業も提供し、多様なニーズに対応してまいりました。しかしながら、高3生はほぼ予算どおりに推移したものの、高1生の生徒数が予算を下回ったため、売上高は前年を下回るところとなりました。営業費用につきましては、校舎維持費用の削減により前年を下回るところとなっております。

その結果、高校部の売上高は1,295百万円（対前年同期比1.9%減）、セグメント利益は82百万円（対前年同期比20.7%減）となりました。

その他の教育事業



その他の教育事業におきましては、F C 部門の総生徒数が減少したことを要因として、売上高は予算を下回るとなっております。

その結果、その他の教育事業の売上高は46百万円（対前年同期比13.4%減）、セグメント利益は29百万円（対前年同期比26.7%減）となりました。

(部門別売上高)

部 門	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		対前期比
	金 額(百万円)	構成比(%)	金 額(百万円)	構成比(%)	増減率(%)
小 中 学 部	8,969	86.7	9,351	87.5	4.3
高 校 部	1,320	12.8	1,295	12.1	△1.9
その他の教育事業	53	0.5	46	0.4	△13.4
合 計	10,344	100.0	10,693	100.0	3.4

2. 設備投資等及び資金調達の状況

(1) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は808百万円であり、主なものは次のとおりであります。

清水本部の建物及び構築物

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の所要資金は、自己資金208百万円及び有利子負債600百万円により調達いたしました。

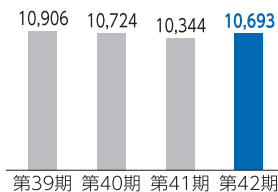
3. 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	第 39 期 2022年 3 月期	第 40 期 2023年 3 月期	第 41 期 2024年 3 月期	第 42 期 (当連結会計年度) 2025年 3 月期
売 上 高(百万円)	10,906	10,724	10,344	10,693
営 業 利 益(百万円)	439	403	217	386
経 常 利 益(百万円)	435	406	232	397
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	41	169	△425	298
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)(円)	6.22	25.25	△63.38	44.42
総 資 産(百万円)	10,700	10,169	8,896	9,427
純 資 産(百万円)	4,618	4,713	4,302	4,536
1 株当たり純資産額(円)	688.30	702.51	641.18	676.17

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

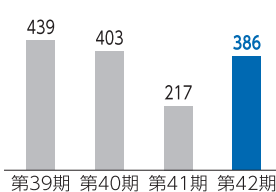
売上高

(単位:百万円)



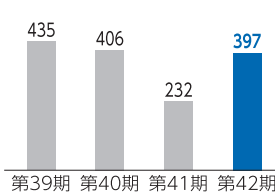
営業利益

(単位:百万円)

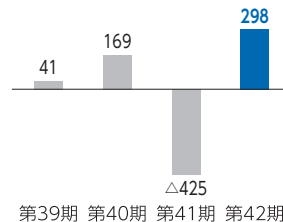


経常利益

(単位:百万円)

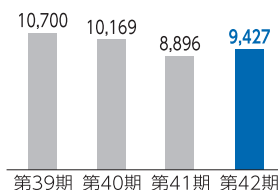


親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社
株主に帰属する当期純損失(△)(単位:百万円)



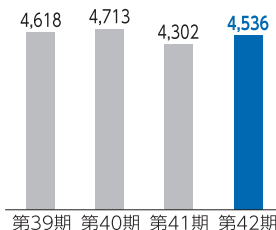
総資産

(単位:百万円)



純資産

(単位:百万円)



4. 対処すべき課題

(1) 小中学部

① 集団型授業

定員制の少人数、学力別クラス編成体制により、細分化された最適の教育サービスを提供すること

② 講師による個別指導

定期テスト、入試に対応するために映像授業を併用し、複数教科の教育サービスを提供すること

③ 映像を使った個別授業

映像授業の受講には集中力の継続が不可欠。アシスタント講師の導入をクラス運営の標準とすること

④ 幼児教育・学童保育

多校舎展開を加速させ、低学年から生徒の「囲い込み」を行うこと

⑤ 公開実力テスト

小学生の低学年からを対象とし、早期からの生徒・保護者との関係性を強化すること

(2) 高校部

① 小中学部からの進級体制を一層強化し、高1生の段階から生徒を確保すること

② 少人数、志望大学別、高校別クラスを拡充すること

③ 「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」に対応した教育サービスの提供、拡充を図ること

④ 「オンライン東大・医進コース」を拡充し、難関大学への合格実績を伸長させ、ブランドを確立すること

5. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (千円)	出資比率 (%)	主 要 な 事 業 の 内 容
㈱東日本学院	10,000	100.00	小中学部・高校部の学習塾の経営

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

6. 主 要 な 事 業 内 容

- ・大学受験予備校の経営
- ・教材、書籍の出版
- ・映像動画による教育コンテンツの配信事業
- ・学習塾の経営
- ・模擬テストの実施
- ・フランチャイズ事業
- ・学童保育の経営

7. 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

本 社 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号



NETWORK

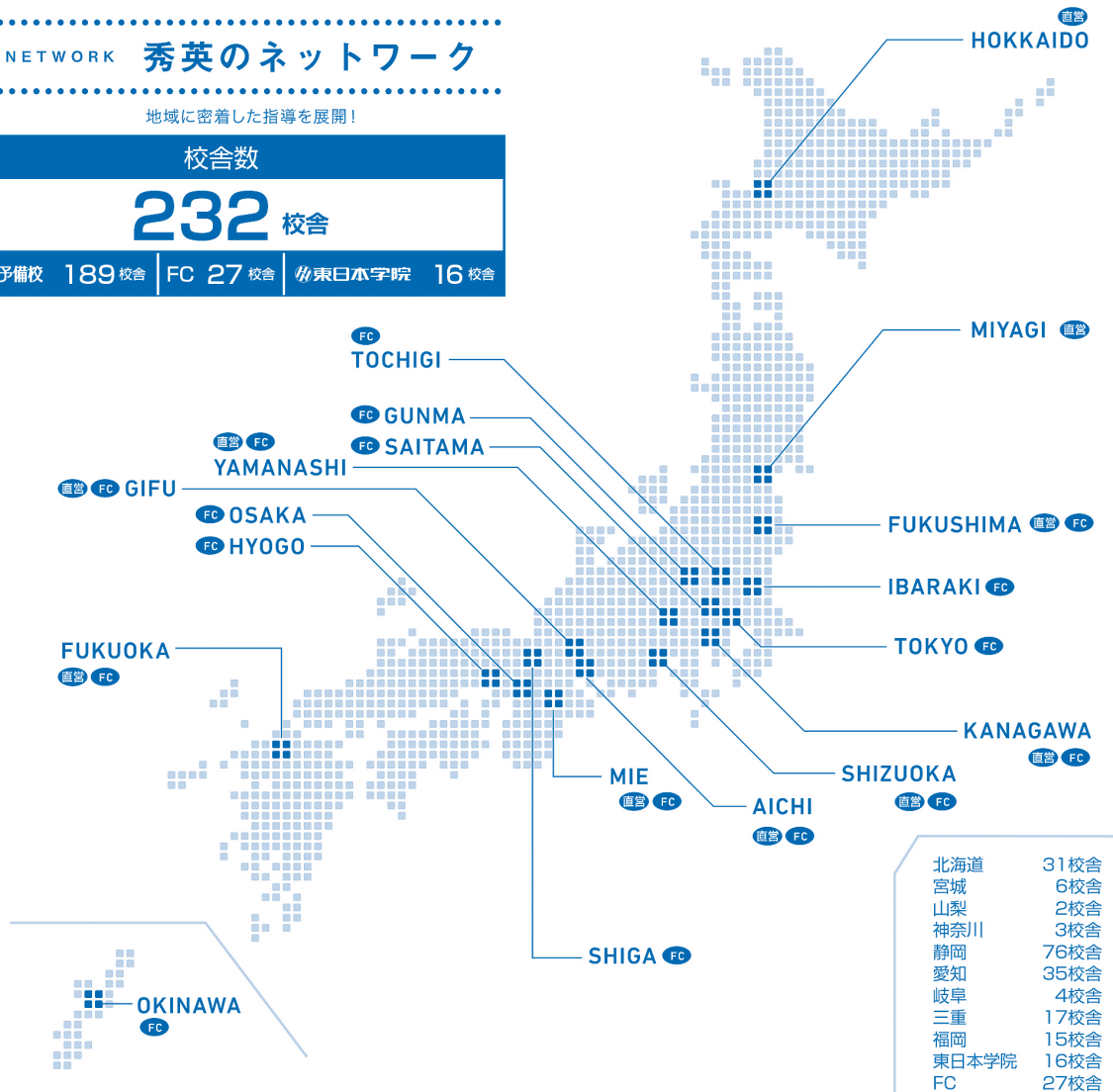
秀英のネットワーク

地域に密着した指導を展開!

校舎数

232 校舎

秀英予備校 189 校舎 | FC 27 校舎 | 東日本学院 16 校舎



8. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減（名）
小中学部	505	△16
高校部	76	△2
その他の教育事業	2	△8
全社（共通）	45	△2
合 計	628	△28

- (注) 1. 臨時雇用者の当連結会計年度の1ヶ月当たり平均雇用人数（8時間／日換算）は494名であり、大半は個別指導講師、チューター（個別質問対応・事務補助）、高校部の年間契約講師、派遣社員、契約社員であります。なお、この人員につきましては、上記の従業員数には含まれておりません。
2. 全社（共通）は、人事総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 当社の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
小中学部	473	△10	36.8	11.7
高校部	70	△2	40.1	14.6
その他の教育事業	2	△8	47.5	21.5
全社（共通）	40	△3	34.9	10.1
合 計	585	△23	37.1	12

- (注) 1. 臨時雇用者の当事業年度の1ヶ月当たり平均雇用人数（8時間／日換算）は464名であり、大半は個別指導講師、チューター（個別質問対応・事務補助）、高校部の年間契約講師、派遣社員、契約社員であります。なお、この人員につきましては、上記の従業員数には含まれておりません。
2. 全社（共通）は、人事総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

9. 主要な借入先

借 入 先	借入金残高（百万円）
株 式 会 社 静 岡 銀 行	810
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	126
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	36

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

普通株式

19,240,000株
2. 発行済株式の総数

普通株式

6,710,000株（自己株式319株を含む。）
3. 株主数

21,781名（前期末比＋1,058名）
4. 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
有限会社シューエイ	2,243,400	33.43
秀英予備校従業員持株会	331,400	4.93
渡辺武	159,500	2.37
渡辺喜代子	148,300	2.21
株式会社静岡銀行	104,000	1.54
株式会社三菱UFJ銀行	100,000	1.49
J P モルガン証券株式会社	83,870	1.24
久保田正明	40,000	0.59
野村證券株式会社	34,611	0.51
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	28,583	0.42

（注）持株比率は、自己株式（319株）を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	渡 辺 武	第7事業本部長
専 務 取 締 役	渡 辺 喜代子	管理本部長 ITシステム部長 人事総務部長 業務本部長 株式会社東日本学院 取締役
取 締 役	鈴 木 高 宏	第6事業本部長 営業支援事業本部長 株式会社東日本学院 代表取締役社長
取 締 役	加 藤 和 也	第1事業本部長
取 締 役	紅 林 信 宏	管理本部経理部長 株式会社東日本学院 監査役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	清 水 崇 仁	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	佐 竹 利 文	佐竹利文税理士事務所所長（税理士）
取 締 役 (監 査 等 委 員)	村 松 夏 夫	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)の清水崇仁、佐竹利文及び村松夏夫の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)の清水崇仁、佐竹利文及び村松夏夫の各氏は、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 取締役(監査等委員)の清水崇仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)の佐竹利文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員会の社内からの円滑な情報収集や、内部監査部門との緊密なやりとりを通じた連携の実効性の確保のため、清水崇仁氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は、当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。
- ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。
7. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動はありません。

2. 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月30日開催の取締役会において、役員報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法が当該決定方針と整合していること、監査等委員である社外取締役の意見、助言が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

その内容は以下のとおりです。

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関して、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としており、固定報酬と業績を勘案の上支給される役員賞与で構成されております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第33期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は年額2億5千万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額5千万円以内で決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の報酬は、取締役会にて代表取締役社長の渡辺武に一任することを決議した後、最終的に代表取締役社長が、担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を踏まえ、社外取締役3名からなる監査等委員会の意見、助言を得ながら、総額の範囲内で適切に決定しております。

その権限の内容は、個人別の報酬等の全部に関する内容の決定となります。当社全体の状況を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることから、当該権限を委任しております。

(4) 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬に関しては、固定報酬で構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査等委員会にて、常勤監査等委員と非常勤監査等委員の業務の分担等を勘案し、協議・決定しております。

(5) 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類の別の総額（百万円）		対象となる役員の 員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	149 (—)	149 (—)	—	5 (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19 (19)	19 (19)	—	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	168 (19)	168 (19)	—	8 (3)

3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 と 役 割
取 締 役 (監 査 等 委 員)	清 水 崇 仁	当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、また、当期開催の監査等委員会10回のうち10回に出席、公認会計士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、取締役会及び監査等委員会において有益な発言を行っております。 また、監査等委員会委員長として内部統制システム構築についても助言・提言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	佐 竹 利 文	当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、また、当期開催の監査等委員会10回のうち10回に出席、主に税理士の経験からの発言を行っております。 財務及び会計に関する豊富な経験と高度な専門知識を有していることから、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	村 松 夏 夫	当期開催の取締役会7回のうち7回に出席し、また、当期開催の監査等委員会10回のうち10回に出席、主に経営の経験からの発言を行っております。 長年にわたる営業・販売・経営の経験により幅広い知識と見識を有していることから、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

かなで監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 24,950千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社グループと会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

24,950千円

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社は、株主の皆様をはじめ、従業員、生徒、保護者、取引先、地域社会等の各ステークホルダーからの要請・期待に応えることを目指し、その実現のため、コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役及び使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努めており、その結果としての企業価値向上を経営上の基本方針としております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報規程を制定・施行しております。株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、経営会議、営業会議の議事録を法令及び規程に従い作成し、適切に保管及び管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社のリスク管理は、管理本部長を責任者とする管理本部にて対応しております。管理本部では、対顧客トラブル、営業上の諸問題、社内トラブル等につき随時営業部門の責任者より報告を受け、対応しております。また、必要に応じて顧問弁護士に相談し、対応を検討しております。さらに、当社及び当社子会社に及ぼすリスクの程度が大きいと判断される場合は、経営会議にて対応を検討いたします。

また、内部通報規程により、法令及び規程違反行為は管理本部に通報される体制が構築されており、当該法令違反行為等が重大と認めるときは直ちに代表取締役へ報告される体制が整っております。さらに、定期的に内部監査室が事業所の監査を行うことにより規程どおり運営されているかどうか、その状況を含め、代表取締役と監査等委員会に報告されております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、地域ごとに営業拠点を統括する本部長と業務執行取締役等との営業会議を定期的に開催し、各地域の営業状況の報告、課題の検討等を行っております。また、定時及び臨時の取締役会、経

当会議において、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

また、中期経営計画及び年次事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行っております。

- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を監査役設置会社とし、当社の取締役及び使用人が取締役及び監査役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制としております。また、子会社を監査の対象とし、監査の結果は定期的に当社の代表取締役に報告される体制となっており、監査等委員会は当社及び当社子会社の内部統制状況を把握・評価しております。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査等委員会を補佐する担当部署や担当者は設けておりませんが、監査等委員会の要請に応じ、情報等を提供する体制をとっております。

なお、監査等委員会よりその業務に必要な要請を受けた従業員は、その要請に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとしております。

- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員は、取締役会・経営会議に出席するとともに重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を確認するため営業会議の議事録を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めています。取締役及び使用人は、監査等委員会からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告しております。また、監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整えております。

なお、監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。

- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理については、取締役（監査等委員）規程を制定・施行し、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制となっております。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会及び経営会議において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。

また、常勤監査等委員は、監査等委員会監査のほか、代表者及び管理職との面談、社内の重要会議への出席、子会社往査等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関わる事項を監視できる体制を整備しております。内部監査室も独立した観点から定期的に実査を中心として内部監査を実施しており、日々の業務が行われている中で、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないか検証しております。また、内部監査室は、内部統制システムの有効性に関する自己点検を毎年行い、その結果を経営会議メンバーによる内部統制委員会に対し報告しております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの経営の基本方針の実行と企業価値ひいては株主共同の利益の向上に継続して取り組む者であるべきと考えております。

当社グループの経営の基本方針

- (1) 学習効果が最大限期待できる機能的な校舎を開設し、インターネット環境などのインフラが構築されている等、高度なニーズに応えられる快適な学習空間を提供すること
- (2) 高均一な授業、学習・進学指導を中心とした教育サービスを提供し、学校外教育に対する高いレベルのニーズに応えること
- (3) 膨大な潜在的ニーズがあるにもかかわらず、全国的にも運営ノウハウが確立されていない現役高校生部門を拡充させること
- (4) 映像ビジネス分野において、教育コンテンツの動画配信サービスを提供し、家庭及び教育現場での学習効果を高めること
- (5) 需要の高い個別指導分野において、習熟度に合わせたきめ細かい指導を徹底し、幅広い学習ニーズに応えること

現在のところ、当社は、当社の株式の大量取得を行う者に対し、これを防止する具体的な取組み（買収防衛策）を定めておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合は、社外の専門家も交え、当該取得者の提案内容等を、株主共同の利益等に照らして慎重に判断いたします。

当該大量取得が不適切な者によると判断した場合には、下記の要件の充足を前提として、必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- ①当該措置が基本方針に沿うものであること
- ②当該措置が当社の株主共同の利益を損なうものでないこと
- ③当該措置が当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

（注） 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,860,361	流 動 負 債	1,786,553
現 金 及 び 預 金	1,300,356	短 期 借 入 金	216,000
売 掛 金	155,711	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	40,000
商 品	53,907	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	182,664
貯 蔵 品	14,371	リ ー ス 債 務	51,730
そ の 他	339,138	未 払 金	590,111
貸 倒 引 当 金	△3,124	未 払 法 人 税 等	97,970
固 定 資 産	7,562,516	未 払 消 費 税 等	36,592
有 形 固 定 資 産	5,736,712	契 約 負 債	18,975
建 物 及 び 構 築 物	2,430,340	賞 与 引 当 金	161,514
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,794	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	97,061
工 具 、 器 具 及 び 備 品	48,781	そ の 他	293,932
土 地	3,223,597	固 定 負 債	3,103,811
リ ー ス 資 産	29,198	社 債	80,000
無 形 固 定 資 産	18,189	長 期 借 入 金	662,750
そ の 他	18,189	リ ー ス 債 務	42,399
投 資 そ の 他 の 資 産	1,807,614	繰 延 税 金 負 債	77,178
敷 金 及 び 保 証 金	1,497,317	退 職 給 付 に 係 る 負 債	973,015
退 職 給 付 に 係 る 資 産	244,123	資 産 除 去 債 務	602,560
そ の 他	70,350	長 期 リ ー ス 資 産 減 損 勘 定	10,712
貸 倒 引 当 金	△4,178	長 期 未 払 金	648,384
繰 延 資 産	4,386	そ の 他	6,811
社 債 発 行 費	4,386	負 債 合 計	4,890,365
資 産 合 計	9,427,264	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	4,534,189
		資 本 金	2,089,400
		資 本 剰 余 金	1,835,655
		利 益 剰 余 金	609,288
		自 己 株 式	△154
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,709
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,709
		純 資 産 合 計	4,536,898
		負 債 純 資 産 合 計	9,427,264

連結損益計算書

(自 2024年4月1日
至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,693,035
売上原価	8,883,911
売上総利益	1,809,123
販売費及び一般管理費	1,422,387
営業利益	386,736
営業外収益	
受取利息	5,901
受取配当金	2,228
受取賃貸料	17,703
その他	13,763
営業外費用	
支払利息	13,511
固定資産除却損	8,138
その他	6,781
経常利益	397,901
特別損失	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	19,669
減損損失	17,820
税金等調整前当期純利益	360,411
法人税、住民税及び事業税	52,743
法人税等調整額	9,567
当期純利益	298,101
親会社株主に帰属する当期純利益	298,101

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,089,400	1,835,655	311,187	△154	4,236,088
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			298,101		298,101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	298,101	—	298,101
当 期 末 残 高	2,089,400	1,835,655	609,288	△154	4,534,189

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	66,022	66,022	4,302,110
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する当期純利益			298,101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△63,313	△63,313	△63,313
当 期 変 動 額 合 計	△63,313	△63,313	234,787
当 期 末 残 高	2,709	2,709	4,536,898

〔継続企業の前提に関する注記〕

該当事項はありません。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数…… 1 社

連結子会社の名称……(株)東日本学院

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品……最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法

(リース資産除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 3～39年

機械装置及び運搬具 6～10年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産……ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に (リース資産除く) 基づく定額法

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下のとおり計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 店舗閉鎖損失引当金……校舎の移転・閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、移転・閉鎖等の決定した校舎について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、教育サービスの提供を行うことを主たる業務とするとともに、フランチャイズ開発事業等を行っております。顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 授業や講習、模擬テスト等を通じた教育サービスの提供

小中学部及び高校部における授業料売上、講習売上及び模擬テスト等については、顧客に教育サービスを提供した時点で収益を認識しております。

② 教材の販売

小中学部及び高校部における教材については、顧客に教材を引き渡した時点で収益を認識しております。

③ 入学金

小中学部及び高校部における入学金売上については、契約管理のために収受するものであるため、契約における履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。

④ F C サービスの提供

その他の教育事業におけるF C売上については、顧客にF Cサービス（学習塾の経営に係る指導、ノウハウや情報の提供、映像授業の使用料等）を提供した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法……社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法……・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の適用

連結子会社は退職一時金制度によっており、その一部について中小企業退職金共済制度（中退共）を採用しております。なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

〔会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更〕

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号・2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

法人税等の計上区分（その他の包括利益に関する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号・2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類に与える影響はありません。

〔表示方法の変更〕

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

(1) 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容

固定資産の減損

(2) 当連結会計年度に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	5,736,712千円
減損損失	17,820千円

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の独立した単位である各校舎単位で資産をグルーピングし、2期連続での営業損失、移転・閉鎖の意思決定及び土地の市場価格が50%以上下落した場合につき減損の兆候として識別しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、今後の生徒数を見込むことにより作成した将来の利益計画に基づいて作成しております。今後の生徒数の見込みは、市場環境データ・競合関係の動向・地域事情・過去の生徒数実績等に基づいております。将来の売上を算定するにあたって使用する売上単価は当連結会計年度までの実績に加えて、2025年3月より実施している価格引上を加味して算定しております。費用におきましては、当連結会計年度の実績をもとに将来の変動要因を加味したものにより算定しております。

これらの見積りにおいて用いられた前提条件は合理的であると判断しておりますが、急激な物価上昇等の前提条件の変化があり、翌連結会計年度以降において見直しが必要になった場合には、減損損失を追加で認識する可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	388,908千円
土 地	1,594,122千円
計	1,983,031千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	156,000千円
1年内償還予定の社債 (銀行保証付無担保社債)	40,000千円
1年内返済予定の長期借入金	161,856千円
社債(銀行保証付無担保社債)	80,000千円
長期借入金	640,584千円
計	1,078,440千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,171,173千円

〔連結損益計算書に関する注記〕

当連結会計年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
静岡県（４校舎）	校舎	建物及び構築物	6,373千円
		工具、器具及び備品	521千円
		合計	6,894千円
愛知県（２校舎）	校舎	建物及び構築物	4,768千円
		工具、器具及び備品	460千円
		合計	5,229千円
三重県（２校舎）	校舎	建物及び構築物	3,584千円
		工具、器具及び備品	368千円
		合計	3,953千円
山梨県（１校舎）	校舎	建物及び構築物	774千円
		工具、器具及び備品	0千円
		合計	774千円
北海道（１校舎）	校舎	建物及び構築物	881千円
		工具、器具及び備品	86千円
		合計	967千円

当社は、校舎を単位としてグルーピングしております。国内経済の落ち込みにより売上高・収益が計画を下回っており、十分な生徒数の確保が難しくなった静岡県２校舎について、上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,417千円)として特別損失に計上しております。また、閉鎖の意思を決定した静岡県２校舎・愛知県２校舎・三重県２校舎・山梨県１校舎・北海道１校舎について、上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(15,402千円)として特別損失に計上しております。

なお、上記資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローが見込めないため零と算定しております。

連結計算書類

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首	増	加	減	少	当 連 結 会 計 年 度 末
普通株式(百株)	67,100	—		—		67,100

2. 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首	増	加	減	少	当 連 結 会 計 年 度 末
普通株式(百株)	3	—		—		3

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	67,096	利益剰余金	10	2025年3月31日	2025年6月30日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等で運用し、短期的な運転資金、校舎の新設等に伴う設備資金については銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、ほとんどが授業等の受講者に対する売上債権になりますので、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、校舎の賃貸借契約に基づく敷金保証金・建設協力金の預け入れによるものになりますので、家主の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。短期借入金は主に季節資金の調達によるものであります。社債、長期借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主として校舎新設による設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部の変動金利による社債、借入金は、金利変動のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 顧客の信用リスクの管理

当社は、債権管理規程に基づき、管理本部経理部が顧客の入金状況を確認するとともに、毎月滞納一覧を各営業本部に開示することにより、債権回収に努めております。また、3ヶ月以上の滞納については、一旦受講を停止することにより、リスクの軽減を図っております。

② 家主の信用リスクの管理

賃貸借契約に基づく敷金保証金・建設協力金については、管理本部人事総務部が主要な契約先の財務状況について定期的に情報を収集することにより、リスクの軽減を図っております。

③ 市場リスクの管理

社債、借入金につきましては、金利変動のリスクに晒されておりますが、一部は固定金利による調達をすることでリスクの低減を図っております。

④ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は管理本部経理部において、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、現金及び預金は注記を省略しており、売掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注)1参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金(1年以内に回収予定のものを含む)	1,642,983	1,573,653	△69,330
資産計	1,642,983	1,573,653	△69,330
(1) 社債(1年以内に償還予定のものを含む)	120,000	120,003	3
(2) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	845,414	831,982	△13,431
(3) リース債務(1年以内に返済予定のものを含む)	94,129	94,171	41
負債計	1,059,543	1,046,157	△13,386

連結計算書類

(注)1. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2025年3月31日)
長期未払金	648,384

長期未払金については、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給に係る債務は、当該役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、記載しておりません。

(注)2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年内	1 年超 5 年内	5 年超 10 年内	10 年超
現金及び預金	1,300,356	—	—	—
売掛金	155,711	—	—	—
敷金及び保証金	551,422	824,119	103,481	163,960
合計	2,007,490	824,119	103,481	163,960

(注)3. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1 年内	1 年超 2 年内	2 年超 3 年内	3 年超 4 年内	4 年超 5 年内	5 年超
短期借入金	216,000	—	—	—	—	—
社債	40,000	40,000	40,000	—	—	—
長期借入金	182,664	134,050	90,000	78,700	60,000	300,000
リース債務	51,730	21,607	11,820	6,432	2,537	—
合計	490,394	195,657	141,820	85,132	62,537	300,000

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 敷金及び保証金(1年以内に回収予定のものを含む)	—	1,573,653	—	1,573,653
資産計	—	1,573,653	—	1,573,653
(1) 社債(1年以内に償還予定のものを含む)	—	120,003	—	120,003
(2) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	—	831,982	—	831,982
(3) リース債務(1年以内に返済予定のものを含む)	—	94,171	—	94,171
負債計	—	1,046,157	—	1,046,157

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 敷金及び保証金(1年以内に回収予定のものを含む)

敷金及び保証金の時価の算定は、一定期間ごとに区分した差入先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値に信用リスクを加味して算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1) 社債(1年以内に償還予定のものを含む)、(2) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)、(3) リース債務(1年以内に返済予定のものを含む)

これらの時価については、元利金の合計を、新規に同様の社債発行、借入、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

〔収益認識に関する注記〕

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	小中学部	高校部	その他の 教育事業	計
売上高				
集団(黒板を使った集団授業)	5,381,686	1,146,142	—	6,527,828
i D(映像を使った個別授業)	952,852	—	—	952,852
個別(講師による個別指導)	2,998,171	—	—	2,998,171
その他	18,354	149,456	46,370	214,182
顧客との契約から生じる収益	9,351,065	1,295,599	46,370	10,693,035
外部顧客への売上高	9,351,065	1,295,599	46,370	10,693,035
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	15,472	15,472
計	9,351,065	1,295,599	61,843	10,708,507

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、小学1年生から高校3年生、高卒生を対象に教育サービスの提供を行うことを主たる業務とするとともに、フランチャイズ開発事業等を行っております。

① 授業や講習、模擬テスト等を通じた教育サービスの提供

小中学部及び高校部における授業料売上、講習売上及び模擬テスト等については、顧客に教育サービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② 教材の販売

小中学部及び高校部における教材については、顧客に教材を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

③ 入学金

小中学部及び高校部における入学金売上については、契約管理のために収受しております。そのため、契約における履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。

④ F C サービスの提供

その他の教育事業におけるF C売上については、顧客にF Cサービス（学習塾の経営に係る指導、ノウハウや情報の提供、映像授業の使用料等）を提供した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

これらの履行義務に対する対価の大部分は未履行の段階で支払いが行われており、履行義務完了後に対価の支払いが行われる取引についても、概ね1ヶ月以内に回収しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

	当連結会計年度
契 約 負 債 (期 首 残 高)	11,666千円
契 約 負 債 (期 末 残 高)	18,975千円

契約負債は、主に小中学部及び高校部において、支払条件に基づき顧客から受け取った授業料等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は11,666千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおきましては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	676円17銭
1株当たり当期純利益	44円42銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,646,666	流 動 負 債	1,682,585
現 金 及 び 預 金	1,107,963	短 期 借 入 金	156,000
売 掛 金	146,828	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	40,000
商 品	44,351	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	178,656
貯 蔵 品	13,175	リ ー ス 債 務	51,730
前 払 費 用	185,503	未 払 金	564,557
そ の 他	151,968	未 払 法 人 税 等	95,000
貸 倒 引 当 金	△3,124	未 払 消 費 税 等	28,245
固 定 資 産	7,524,331	未 払 費 用	99,417
有 形 固 定 資 産	5,701,575	契 約 負 債	18,941
建 物	2,382,654	預 り 金	55,116
構 築 物	39,476	前 受 収 益	20,768
機 械 及 び 装 置	0	賞 与 引 当 金	150,692
車 両 運 搬 具	4,794	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	97,061
工 具、器 具 及 び 備 品	48,348	そ の 他	126,398
土 地	3,197,102	固 定 負 債	3,020,386
リ ー ス 資 産	29,198	社 債	80,000
無 形 固 定 資 産	17,899	長 期 借 入 金	659,784
ソ フ ト ウ ェ ア	4,578	リ ー ス 債 務	42,399
電 話 加 入 権	13,321	繰 延 税 金 負 債	75,839
投 資 そ の 他 の 資 産	1,804,855	退 職 給 付 引 当 金	896,974
長 期 前 払 費 用	64,800	資 産 除 去 債 務	599,480
敷 金 及 び 保 証 金	1,494,005	長 期 リ ー ス 資 産 減 損 勘 定	10,712
前 払 年 金 費 用	244,677	長 期 未 払 金	648,384
会 員 権	5,550	そ の 他	6,811
貸 倒 引 当 金	△4,178	負 債 合 計	4,702,971
繰 延 資 産	4,386	(純 資 産 の 部)	
社 債 発 行 費	4,386	株 主 資 本	4,472,413
資 産 合 計	9,175,384	資 本 金	2,089,400
		資 本 剰 余 金	1,835,655
		資 本 準 備 金	1,835,655
		利 益 剰 余 金	547,512
		そ の 他 利 益 剰 余 金	547,512
		繰 越 利 益 剰 余 金	547,512
		自 己 株 式	△154
		純 資 産 合 計	4,472,413
		負 債 純 資 産 合 計	9,175,384

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			10,016,557
売 上 原 価			8,301,585
売 上 総 利 益			1,714,971
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,358,741
営 業 利 益			356,230
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	5,885		
受 取 配 当 金	2,228		
受 取 賃 貸 料	177,719		
そ の 他	13,444		199,278
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	12,811		
賃 貸 収 入 原 価	135,792		
そ の 他	12,380		160,984
経 常 利 益			394,524
特 別 損 失			
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	19,669		
減 損 損 失	17,820		37,489
税 引 前 当 期 純 利 益			357,035
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	49,539		
法 人 税 等 調 整 額	9,591		59,130
当 期 純 利 益			297,905

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日
至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
				繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	2, 089, 400	1, 835, 655	1, 835, 655	249, 607	249, 607
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				297, 905	297, 905
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	297, 905	297, 905
当 期 末 残 高	2, 089, 400	1, 835, 655	1, 835, 655	547, 512	547, 512

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△154	4, 174, 508	4, 174, 508
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		297, 905	297, 905
当 期 変 動 額 合 計	—	297, 905	297, 905
当 期 末 残 高	△154	4, 472, 413	4, 472, 413

〔継続企業の前提に関する注記〕

該当事項はありません。

〔重要な会計方針〕

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 商 品……先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- 貯 蔵 品……最終仕入原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法

(リース資産除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3～39年
構 築 物	10～20年
機 械 及 び 装 置	10年
車 両 運 搬 具	6年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産……ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に (リース資産除く) 基づく定額法

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下のとおり計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金……・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金……校舎の移転・閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、移転・閉鎖等の決定した校舎について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、教育サービスの提供を行うことを主たる業務とするとともに、フランチャイズ開発事業等を行っております。顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 授業や講習、模擬テスト等を通じた教育サービスの提供

小中学部及び高校部における授業料売上、講習売上及び模擬テスト等については、顧客に教育サービスを提供した時点で収益を認識しております。

② 教材の販売

小中学部及び高校部における教材については、顧客に教材を引き渡した時点で収益を認識しております。

③ 入学金

小中学部及び高校部における入学金売上については、契約管理のために収受するものであるため、契約における履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。

④ F C サービスの提供

その他の教育事業におけるF C売上については、顧客にF Cサービス（学習塾の経営に係る指導、ノウハウや情報の提供、映像授業の使用料等）を提供した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法……社債発行費

社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

② 退職給付に係る会計処理……退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

(1) 会計上の見積りを示す項目及び見積りの内容
固定資産の減損

(2) 当事業年度に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	5,701,575千円
減損損失	17,820千円

(3) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類の連結注記〔会計上の見積りに関する注記〕」に記載した内容と同一であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	388,908千円
土 地	1,594,122千円
計	1,983,031千円

(2) 担保に係る債務

短 期 借 入 金	156,000千円
1年内償還予定の社債 (銀行保証付無担保社債)	40,000千円
1年内返済予定の長期借入金	161,856千円
社 債 (銀行保証付無担保社債)	80,000千円
長 期 借 入 金	640,584千円
計	1,078,440千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5,151,711千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	5,226千円
----------------	---------

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額
- | | |
|----------------|-----------|
| 営業取引（収入分） | 32,854千円 |
| 営業取引以外の取引（収入分） | 160,015千円 |

2. 減損損失
- 当事業年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
静岡県（4校舎）	校舎	建物及び構築物	6,373千円
		工具、器具及び備品	521千円
		合計	6,894千円
愛知県（2校舎）	校舎	建物及び構築物	4,768千円
		工具、器具及び備品	460千円
		合計	5,229千円
三重県（2校舎）	校舎	建物及び構築物	3,584千円
		工具、器具及び備品	368千円
		合計	3,953千円
山梨県（1校舎）	校舎	建物及び構築物	774千円
		工具、器具及び備品	0千円
		合計	774千円
北海道（1校舎）	校舎	建物及び構築物	881千円
		工具、器具及び備品	86千円
		合計	967千円

当社は、校舎を単位としてグルーピングしております。国内経済の落ち込みにより売上高・収益が計画を下回っており、十分な生徒数の確保が難しくなった静岡県2校舎について、上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,417千円)として特別損失に計上しております。また、閉鎖の意思を決定した静岡県2校舎・愛知県2校舎・三重県2校舎・山梨県1校舎・北海道1校舎について、上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(15,402千円)として特別損失に計上しております。

なお、上記資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値については将来キャッシュ・フローが見込めないため零と算定しております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式(百株)	3		—		—	3

〔リース取引に関する注記〕

貸借対照表に計上した固定資産のほか、建物の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	44,996千円
店舗閉鎖損失引当金	28,982千円
退職給付引当金	275,426千円
減損損失	547,964千円
資産除去債務	202,617千円
長期未払金	199,442千円
税務上の繰越欠損金	528,695千円
その他の	83,685千円
繰延税金資産小計	1,911,812千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△528,695千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,352,728千円
評価性引当額小計	△1,881,424千円
繰延税金資産合計	30,388千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	△30,388千円
前払年金費用	△75,262千円
その他の	△576千円
繰延税金負債合計	△106,227千円
繰延税金負債の純額	△75,839千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を29.9%から30.8%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債が2,218千円増加し、法人税等調整額が2,218千円増加しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 東日本学院	福 島 県 郡 山 市	10,000 千円	学 習 塾 ・ 予 備 校	所有直接 100%	役員の兼任 3名	校舎設備の 賃貸	160,015 千円	前受収益	14,267 千円

注) 取引条件及び取引条件の決定方針
校舎設備の賃貸条件については、一般の取引条件と同様に決定しております。

〔収益認識に関する注記〕

- 収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。
- 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
 - 契約負債の残高等

	当事業年度
契 約 負 債 (期 首 残 高)	11,666千円
契 約 負 債 (期 末 残 高)	18,941千円

契約負債は、主に小中学部及び高校部において、支払条件に基づき顧客から受け取った授業料等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は11,666千円であります。

- 残存履行義務に配分した取引価格

当社におきましては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	666円56銭
1株当たり当期純利益	44円39銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月 21 日

株式会社 秀 英 予 備 校
取 締 役 会 御 中

か な で 監 査 法 人
東 京 都 中 央 区

指定社員 公認会計士 篠 原 孝 広
業務執行社員

指定社員 公認会計士 竹 内 由 多 可
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秀英予備校の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秀英予備校及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社 秀 英 予 備 校
取 締 役 会 御 中

か な で 監 査 法 人
東 京 都 中 央 区

指定社員 公認会計士 篠 原 孝 広
業務執行社員

指定社員 公認会計士 竹 内 由 多 可
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秀英予備校の2024年4月1日から2025年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社内部監査部門、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

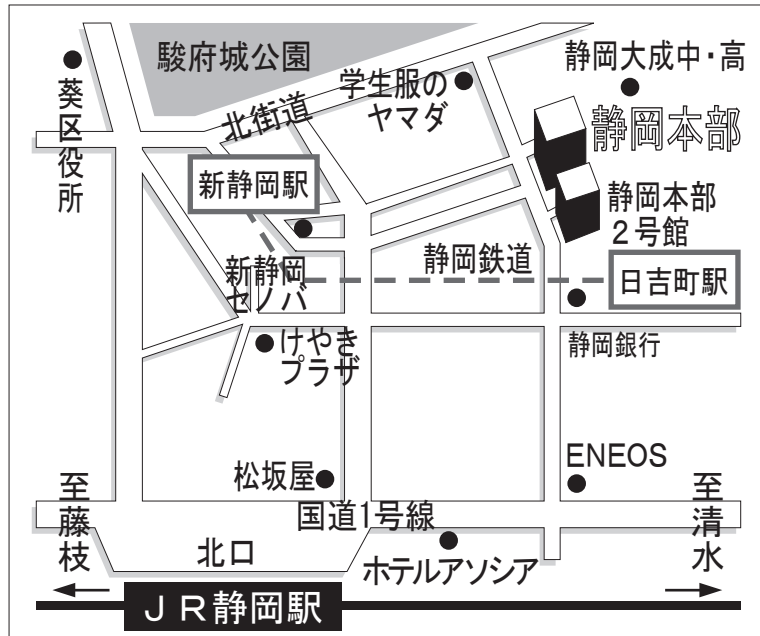
株式会社秀英予備校 監査等委員会
常勤監査等委員 清水 崇 仁 ㊞
監査等委員 佐 竹 利 文 ㊞
監査等委員 村 松 夏 夫 ㊞

（注）監査等委員清水崇仁、佐竹利文及び村松夏夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号
当社本社(静岡本部)9階 903教室
電話 054-252-1792



※JR静岡駅北口より徒歩10分

※静岡鉄道新静岡駅より徒歩3分

※誠に勝手ではございますが、駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。